

- 平成26年度の判定区分Ⅳの施設は1施設（橋梁）あり、現在、通行止としている。
- 橋を撤去しても支障がないことから、今後、予算状況をみながら撤去する予定。

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

※予算措置状況等によって今後変わらう

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	今後の予定
富山県 高岡市	無名橋938	矢部小伊勢領線	不明	主桁の鉄筋露出	

全 景



主桁の鉄筋露出



通行止め状況



区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態